

新潟県 農薬危被害防止運動

運動期間 平成30年 6月1日～8月31日

農薬は使用前に 必ずラベルを確認し、 適正に使用しましょう

～農薬を使用するときは飛散・流出防止対策を徹底しましょう～

農薬適正使用のポイント

- 農薬毎に定められた使用方法を遵守
(散布する作物、使用量(希釈倍数)、使用時期、総使用回数を厳守)
- 「止水期間」等、使用上の注意事項を遵守
- 住宅地に近接する農地で農薬を使用するときは、事前に周辺住民に周知
- 飛散防止のため、風の強さ・向きに十分注意
- 農薬の使用記録をつける
- 散布時は、専用保護マスク、手袋、防除衣を身につける
- 余った農薬は河川、用水路、下水等に流さない
- 使用後の防除器具等の洗浄を徹底
- 農薬は専用保管庫に鍵をかけて保管

農薬ラベルをよく確認しましょう

農薬の飛散防止に努めましょう

1 使用前に農薬ラベルをよく確認しましょう

- 使用する農薬の登録番号（農林水産省登録第〇〇〇号）または特定農薬であることを確認しましょう。
なお、農薬として登録されていないのに「虫がよいつかない」「病気がなおる」等の効果をうたっている資材は使用できません。
- 使用する前に、農薬の容器や包装のラベルの表示内容をよく読み、使用する作物・病害虫に登録があることや、最終有効年月を過ぎていないことを確認しましょう。農産物を市場や農産物直売所へ出荷するだけでなく、他人へ譲渡する、自ら利用する生産者も必ず農薬ラベルを確認することが必要です。

農林水産省登録
第〇〇〇号



2 農薬の飛散防止に努め住宅地周辺での農薬散布を控えましょう

- 周辺の生産者に対し、散布の事前周知を行うとともに、飛散防止措置を行いましょう。
- 住宅地近隣の農地では農薬を使用しない管理を心がけましょう。やむを得ず散布する場合も、周辺住民への事前周知や飛散防止措置に努めるなど、十分な配慮をしましょう。



3 農薬の適切な保管管理を徹底しましょう

- 誤用・誤飲を防ぐため、農薬の他の容器への移し替えは絶対に行ってはいけません。
- 盗難や事故防止のため、農薬は鍵のかかる保管場所で管理しましょう。



鍵の保管もしっかりと

4 防除器具等の適正使用・管理、空容器等の適正処理を行いましょう

- 農薬の使用前には防除器具の点検を行い、正常に作動すること及び、十分に洗浄されていることを確認しましょう。
- 農薬の使用後は防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭ノズル等、残留の可能性のある箇所を十分に洗浄しましょう。
- 空容器等農業用廃プラスチック類は、各地域のルールに従い、適正に処理をしましょう。



5 環境負荷の軽減を図りましょう

- 農薬によらない防除方法も組み合わせ、環境にやさしい病害虫防除に努めましょう。

このチラシに関してのお問合せ先